

博士学位申請論文  
『企業結合規制—独占禁止法による競争評価の理論』  
要約

林 秀弥

本博士学位申請論文「企業結合規制—独占禁止法による競争評価の理論—」（以下、本論文という。）の要約は、以下の通りである。

### 1. 全体の内容

本論文は、企業結合規制を、実体法から手続法まで、また理論的側面から実務的観点まで、各企業結合類型について包括的に検討することによって、日本の企業結合規制は比較法的に見てどのような現状にあり、どのような改善点があるのかを体系的に析出しようとしたものである。

すなわち、本論文は、第一に、企業結合が市場における競争にいかなる悪影響をもたらす場合に違法とされるのかという企業結合の規制基準について、日本、米国、EUの企業結合規制の比較法的検討を通して明らかにしようとするものである。近年、いわゆる経済のグローバルの進展に伴い、競争が世界的規模で激しさを増す中、国の内外を問わず、企業間の合従連衡は増加の一途をたどっている。そのうち、合併等の企業結合は、市場構造の永続的変化をもたらすため、市場における競争に及ぼす影響が重大であり、それゆえに、各国の競争法においても、特に重要な検討課題となっている。企業結合の規制基準の検討は、規制の実効性と適正さを決する最重要課題とされる。なんとなれば、その基準の内容如何によっては、本来、競争制限効果が乏しいと考えられるにもかかわらず、あるものとして規制するという過ちをおかしたり、あるいは逆に、本来、競争制限効果があるにもかかわらず、乏しいものとして規制が見過ごされるという過ちをおかしたりするおそれが大きくなるからである。

また本論文では、企業結合の規制基準の検討が、基準それ自体を検討するだけでは不十分であるとする見地から、基準それ自体の検討に加えて、行政機関および裁判所による、その実際の運用状況を仔細に検討している。なぜなら、基準の有効性が図られるのは、結局、その運用を通してであり、いくら望ましい基準を策定したとしても、運用が恣意的であれば、適正で実効的な企業結合規制の実現は望めないからである。

このように本論文は、市場画定を起点として、日米欧等における企業結合規制を中心とした独占禁止法による競争評価の歴史的展開を、法学的・経済学的アプローチを交錯させつつ分析し、独占禁止法における競争とは何か、また競争を評価する場とは何か、そもそもどのように競争を評価すべきなのかという、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）の根幹に関わる問題を、原理的視点から論証した

上で、企業結合規制の全体像を、欧米諸国の法制度およびその実態を踏まえた比較法研究を通じて、包括的に検討しようとするものである。

本論文では、「企業結合（あるいはその短縮形として「結合）」という用語を統一して用いている。これはEU企業結合規制における「集中（concentration）」に対応するものである。企業結合という概念が何であるかはそれ自体論争となるテーマであり、本論文でも第2部第3章第1節で1章を設けている。本論文では、市場集中規制における結合形態を指して「企業結合」と称している。

## 2. 本論文の構成と検討内容

### 2-1. 第1部について

本論文は第1部と第2部で構成される。第1部は総論、第2部は各論という位置づけである。第1部は、「企業結合規制の全体像」について検討を加える。第1章は「問題意識」である。ここでは、企業結合規制を評価する視点として、(1) 企業結合規制は、市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか（必要性）、(2) 企業結合規制は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）、(3) 企業結合規制は、効率的に行われたか（効率性）、という3つの観点を挙げている。これは、企業結合規制を評価する際に、国の内外を問わず、一般的によく置かれる視点である。本論文もこの視点を重視している。

第1章では、企業結合規制の根拠として、「市場のテスト」と「需要者の利益」という視点を重視している。企業結合規制が企業の成長戦略の一つとして重要なのは本論文でも肯定している。また国策の一つとして、企業結合を促進するような産業政策をとることに異論を唱えるものでもない。そのことと、独占禁止法が目指す競争政策とはやはり区別して整理したほうが望ましいのではないかと、というのが、第1章で述べている趣旨である。独占禁止法はその1条で述べられているように、「公正かつ自由な競争」の促進こそが直接目的であり、その他の重要な政策目的を混同して、独占禁止法における企業結合規制の是非を論じることは、かえって規制の見通しを過つ懸念があると論じる。

また第1章では、米国の立法史を概観することで、市場支配力分析とは異質な視点としての、企業結合規制のもつ社会的・政治的価値について触れている。米国の立法史においては、わが国における「経済民主化」という一般集中規制の根拠とされてきた社会・経済政策的目的が混合型企業結合の規制根拠とされていたことを論じている。これは、米国だけに限られるものではなく、ドイツにおいても企業結合規制の立法過程において規制の根拠として同様の議論がなされていたことを本論文では言及している。

これに対して、現在の市場集中規制の解釈において、政治的・社会政策的目的を勘案することは、わが国の現行法においては適切でないと本論文では論じている。現在の市場集中規制の解釈は、専ら市場支配力分析に依拠してその違法性は判断されるべきであるとして

いる。したがって、企業規模それ自体を理由に規制を正当化することは困難であり、政治的・社会政策的目的、特に小規模事業者の保護の観点を重視して規制を行うことは、「競争法は競争を保護するのであって、競争者を保護するものではない」という競争法上最も有名な格言で示されるように、市場全体における競争秩序の維持を任務とする企業結合規制の役割を歪めるものとなるおそれがあると論じている。

第2章では、「企業結合規制とは何か」を論じている。すなわち、企業結合規制の実体法的側面と手続法的側面の特徴を述べた上で、企業結合の諸形態を整理している。企業結合規制に関しては、事前届出制を前提としており、公正取引委員会中心主義が徹底しており、実際、企業結合に関して私訴はほとんど活用されていないと整理している。また、企業結合規制（市場集中規制）における実体的規制基準は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」（例えば独占禁止法15条1項1号）に尽きるところ、そこにおける「競争」とは、単なる事業者間の個々の「競争関係」を指すのではなく市場の「競争機能」を指すのであり、また、「競争を制限する」とは、このような市場の競争機能を制限することを意味すると解すべきものであると論じている。この点に関して、独占禁止法2条4項は「競争」を定義しているが、同項は、独占禁止法の適用の前提として、単に事業者間において競争関係にあることを定義するにとどまり、企業結合規制で問題となる「競争」が市場の競争の機能を意味することからすると、同条4項の内容をそのまま市場集中規制の「競争」と同義に解することは相当ではないとしている。

第3章「市場集中の規制枠組Ⅰ―「市場画定」」では、「一定の取引分野」の画定について概括的に論ずる。企業結合規制の最大の焦点は常に市場画定であるといっても過言ではない。このことから、市場画定の問題は第2部第11章で再度取り上げ、詳論される。

第4章「市場集中の規制枠組Ⅱ―「競争の実質的制限」と市場支配力」では、一定の取引分野と並んで、企業結合規制を読み解くもう一つの鍵である「競争の実質的制限」について議論を展開している。この概念については、第2部第12章で再度取り上げ、そこでは「有効な牽制力ある競争者」理論という従来の議論枠組みの再検討を行っている。欧米でいわれる competitive constraints、すなわち、競争による市場支配力の抑止要因の識別こそが、市場画定の目的であり、かつ競争の実質的制限の分析で行われることのすべてであるといっても過言ではない。両章では、競争の実質的制限とは個別の競争行為を制限することそれ自体をいうのではなく、市場において企業がお互いの競争を通じて相互に牽制しあう関係、すなわち競争を通じた相互の牽制作用（上記 competitive constraints がこれに当たる）が実質的に制限されることこそが、「一定の取引分野における競争の実質的制限」であり、一定の取引分野を画定することは、かような反競争効果を測定するのにふさわしい場を決定するという意味を持つと結論づけている。

第5章「垂直型企業結合および混合型企業結合の競争評価」では、競争者同士の結合、すなわち、水平型結合ではないかたちの企業結合を取り上げて、その競争評価を行う。垂直・混合型企業結合は、一般的に効率性の達成が大きく、競争促進効果が確実であるとさ

れる。その理由は、垂直・混合型企業結合では、水平型企業結合には存在しない取引費用の削減や外部性の解消の効果が大きいと認識されているからであると論じている。特に米国では、企業結合ガイドライン上は、垂直・混合型企業結合の効率性を水平型企業結合と同様に評価するとし、うち垂直型企業結合については、企業結合が競争に与える影響を判断するに当たって、水平型の場合よりも効率性に比重を置くと説明するのみであるが、実務上は、垂直・混合型企業結合の効率性達成の可能性は、競争制限効果に比べてより大きく確実であると評価する傾向があると考えられる。これに対して、欧州は、効率性の評価に対してこれまで慎重であっただけでなく、効率性の達成を通じて競争制限効果を生じさせる場合があると評価する傾向があると論じている。特に、混合型企業結合の場合、規模や範囲の経済性の達成により、豊富な資金力を獲得し、多数のリーディングブランドを傘下におさめることによって、競争者が追従できないような競争優位を獲得し、競争者の牽制力を無力化したり、市場からの退出を促したりするような場合について、競争上問題であると評価する傾向がある。欧米との相違は、第8章、第9章でも議論される。競争法は、「競争者」を保護するものではなく、「競争」を保護するものである以上、結合当事会社に対して効率性において劣った企業が市場から退出することになるのは、競争の帰結であり、何ら非難に値することではない。非水平型企業結合の規制にあたっては、効率性に基づく市場閉鎖と効率性に基づかない市場閉鎖とを区別しなければならない。競争当局および裁判所が問題にするのは、後者であって、前者は、効率性において劣ったライバルが市場から退出を余儀なくされるという競争メカニズムの自然な帰結である。非水平型企業結合規制、特に混合型企業結合規制はこのような難しい判断を求められている。この点については第2部13章の中でも述べられる。

第6章は「業務提携と企業結合規制」について検討している。事業者は、競争環境の変化へ対処するため、合併といった結合手段だけでなく、様々な形で業務提携を行っている。競争者間の業務提携に際しては、一方の事業者が、他方の事業者の株式を取得したり役員の派遣等を行ったりする場合があるほか、提携参加事業者が新たに共同出資会社を設立し、事業の一部又は全部を譲渡することにより事業を共同化する場合がある。このような株式取得や事業譲渡等により、提携当事者間の結合関係が形成・強化される場合には、独占禁止法10条、13条又は16条の観点から検討される。事業者間の業務提携については、コスト削減等による製品価格の引下げ、新商品や改良品の早期市場投入や販売先の拡大等により、市場における競争促進効果を有すると考えられる一方で、有力な競争業者間における生産数量・販売価格といった重要な競争手段に関して意思決定が一体化することによって、競争制限効果を生じさせるおそれがある。そこで第6章では、競争者間の業務提携について、企業結合に類似するものとして、それがどのような場合に独占禁止法上問題となるかについて、業務提携の類型ごとに本論文では一般的な分析枠組みを示している。

第7章では、「企業結合規制の手続法」について検討している。企業結合は原則として適

法な行為であり、その規制は、例外的に生じる競争への悪影響を解消することに主眼を置いている。このため、その規制の発動に当たっては、競争上中立的な大多数の企業結合が円滑に実行されることを妨げてはならず、かつまた、例外的に生じる競争制限効果を的確に把握し、その解消に必要な措置を迅速に具体化できることが求められる。企業結合により独占禁止法上の問題点が生じる場合でも、その問題点を解消するための措置（問題解消措置）が確実かつ迅速に履行確保される必要があると論じている。本章では、企業結合の手続規定が過去幾度となく改正されていることを紹介しながら、効果的、効率的かつ適時に企業結合審査が行われるべきものであるとの視点から、結合審査の最近の改善についても検討している

第8章「米国法」では、近時の代表的事例とともに同国の企業結合規制の展開を詳細に検討している。米国の独占禁止法（反トラスト法）は、単一の法律ではなく、いくつかの法律の総称である。反トラスト法は、主に、シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法の3つの法律およびこれらの修正法から構成されている。このほか、ほとんどの州が、独自の反トラスト法を制定している。このうち、企業結合規制を担当するのはクレイトン法であることから、同法に基づく規制機関・手続を本章では概説するとともに、1992年水平的企業結合ガイドライン（U.S. Dept. of Justice and Federal Trade Commission, 1992 Horizontal Merger Guidelines, 4 Trade Reg. Rep. (CCH) ¶13,104.）とその後の改訂に基づく分析枠組みを詳論し、実際の判決例を紹介している。あわせて、垂直・混合型企業結合規制についても検討を加えている。

第9章では、米国とならんで企業結合規制における重要な法域となっているEUの企業結合規制について検討が加えられ、第10章「その他の主要国における企業結合規制」では、欧米以外の主要国、すなわち、英国、カナダ、中国における企業結合規制を概観し、いくつかの重要な論点について着目している。

以上、第1部では、日米欧の企業結合規制の全体像を示すことによって、日本を含む各国が企業結合規制の高度化・洗練化に向けて努力している様子を析出しようと試みている。

## 2-2. 第2部について

続く第2部では、「企業結合規制の重要問題」と題して、企業結合規制において特に争点となる「市場画定（一定の取引分野の画定）」（第11章）と「競争の実質的制限」（第12章）について焦点を合わせて詳細に検討を行っている。

まず、第11章では、市場支配力分析の前提としての市場画定という観点から一貫して検討を行っている。この位置づけは今では自明とも思われよう。しかし、それが国際的に共通した認識となったのは1980年代以降の比較的最近のことであることを本章では確認している。市場画定論の先進国である米国では、シェアと市場集中度を算定する基礎として市場画定が重要であることの認識は、1940年代には既に確立されていた。しかし、その米国でさえ、少なくとも1970年代までは、市場画定は2つの商品がどの程度の代

替関係にあれば同じ市場に含まれるかについて、厳密な経済学的意味とは無関係に、「需要の交叉弾力性」というもっともらしい言葉を用いて、商品間の競合関係を直感的に判断していたにすぎない。その過程で「セロファンの誤謬」(cellophane fallacy)という問題がセロファン事件 (United States v. E. I. du Pont de Nemours & Co., 351 U.S. 377(1956)) をきっかけに生じたのはよく知られている。それが、1982年に米国で企業結合ガイドラインが改訂されてはじめて、市場画定というのが市場支配力の判断の場だということが明瞭に認識された。82年ガイドラインでは、いわゆるSSNIPテストを採用し、1997年には欧州委員会が「関連市場画定告示(Notice on the Definition of Relevant Market for the Purposes of Community Competition Law, [1997] O.J. C372/3)」の中で、SSNIPテストを採用することを表明し、わが国も2004年の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下、「運用指針」という。)で、SSNIPと同様のアプローチにコミットしていった。そして、2007年に改訂された運用指針では、SSNIPテストを採用することが明確にされた。

第12章では、原始独占禁止法制定時の議論にまでさかのぼりながら、独占禁止法における「競争の実質的制限」の解釈の内容とその変遷を論じ、それらの問題点を洗い出そうとしている。それを踏まえて、同章の第3節以下において、企業結合分析における「有効な牽制力ある競争者」理論についての筆者の見解を示している。それによって、同理論を再構成しようと試みている。また第5節では、ケーススタディーとして、JAL・JAS統合のケースを取り上げ、前節までの分析を元に詳細な検討を行っている。第6節では、第1部第5章で概説を試みた欧米の事例・判例の流れから読み取れる垂直・混合型企業結合の効率性および競争制限効果に関する競争法上の扱いについて比較法的見地からさらに詳細な検討を行っている。

続く第13章では、「企業結合規制の各論的課題」として、欧米で特に議論のあった少数株式取得と企業結合規制や日本で議論が盛んな企業結合審査手続のあり方等について検討を加えている。まず、第1節から第2節では、日米欧競争法における少数株式取得の規制実態に関する検討を行っている。一口に企業結合といっても、当事者が一体となる完全な結合である合併、全部又は一部の事業の結合である会社分割や事業譲渡、完全な親子会社関係を創出させる株式移転や株式交換、さらには、保有比率その他の条件により結合関係に強弱が生じる株式取得などがあり、企業が達成すべき目的に応じた様々な企業結合形態が存在する。そのうち、株式取得については、支配関係やグループ関係を形成しない数パーセント程度の出資から、会計上の関連会社となる20パーセント以上の出資、子会社化のための50パーセント超となる株式取得、さらには100パーセントの株式を取得することによる完全子会社化まで、取得比率を任意に設定することが可能であり、戦略的なM&Aの手法として柔軟に用いられるものである。他方、競争法上の企業結合審査は、株式取得によって、元々競争関係にあった複数当事者間において「一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(いわゆる結合関係)」(運用指針)が形成・維持・強化されるこ

とによりもたらされる競争制限性に着目して行われるものである。このように、少数株式取得については、競争政策の観点から本来審査すべきもの（競争に影響をもたらす案件）を漏れなく捕捉しつつ、他方で、審査対象を無駄に広げることによって審査当局および結合当事者の負担を過剰なものとし、機動的なM&Aの妨げにならないようにするためのバランスについて本節では探求しようと試みている。

同章第3節では、日本の現行企業結合規制の理論的・実務的課題について論じている。日本の企業結合審査手続については、平成21年独占禁止法改正で改訂がなされ、いわゆる事前相談制度も廃止されるなど、近時大きな動きがあった。今後正式事件が登場する可能性も見据えて、排除措置命令の主文のあり方等、企業結合規制のエンフォースメントのあり方について検討を行っている。

同章第4節では、企業結合規制の国際的協力枠組みについて議論している。いわゆる経済のグローバル化が進展する中で、企業活動はますます国際化してきている。これに伴い、我が国の市場に影響を及ぼすような国際的企業結合事案が以前に比して多くなっているのがその背景である。本節では、独占禁止協力協定や経済連携協定に基づく協力枠組みの現状と課題について検討を加えている。

最後に、第14章では、内外で注目をあつめているプラットフォーム規制のあり方について検討している。プラットフォームが議論の対象となっている理由は、それが双方向市場（two-sided market）を成立させることにある。双方向市場とは、あるサイドの需要者によるプラットフォームの利用がグループ間のネットワーク効果を生じさせ、あるサイドの需要者の便益が、プラットフォームによってもう一方のサイドの需要者をどれくらい集められたかに依存するような市場である。その特徴は、①区別可能な需要者が複数のグループに分かれて存在すること、②間接的ネットワーク効果が存在すること、③各グループに属する需要者が直接取引するには取引費用が高すぎるため、プラットフォームの存在が欠かせないこと、④一方の需要者には限界費用よりも高い価格を請求し、他方の需要者に対して限界費用と比して低い価格を請求することを通じて、各グループに属する需要者間の需給関係を調整する価格構造が重要な商品役務であること、の4つである。双方向市場のように間接的ネットワーク効果が存在している市場構造はパソコンのOSや複合商業施設、クレジットカードなど枚挙にいとまがない。プラットフォーム規制の分析は、双方向市場の画定方法やそこでの市場支配力分析のあり方など、本論文で述べた企業結合規制の分析枠組みと同様の検討課題を提示していることから、第2部の最後に1章を設けて検討している。

### 3. 本論文の総括

終章では、本論文全体の総括として、これまでの章の分析から抽出される分析の意義を整理し、次いで、企業結合規制の国際的収斂と経済学の果たすべき役割という2つの視点

から、今後の企業結合規制の進むべき方向性と課題について整理している。

終章では、本論文の特徴を次のようにまとめている。

第一に、内容の詳細性である。企業結合規制の違法性判断の研究については、たとえば、一時期の判例やガイドラインの内容を紹介するような部分的、個別的な研究はなされてはきたものの、日米欧の企業結合規制に関する包括的検討は、いまだ十分になされていなかったように思われる。企業結合規制は、近時目を見張る発展があり、その意味で、有意義な研究となるためには、最新性も求められる。また、研究内容が最新なだけでは足りず、独占禁止法における企業結合規制の歴史的発展を遺漏なく汲み上げるだけの詳細性が求められる。

第二に、学際性である。近時、企業結合分析は、経済学の知見を大きく取り入れて、精緻かつ複雑なものとなっている。ゆえに、その全体像を把握するためには、法学の知見だけでは足りず、経済学、とりわけ、産業組織論やゲーム理論の知見を理解することが必要であり、その上で、その内容を法律家にも分かるように加工して提示することが求められる。本論文はそのような作業を目指している。

第三に、対象の包括性である。すなわち、独占禁止法に基づく企業結合規制を全体として検討するには、実体的規制の研究とともに、事前届出や審査制度等の手続的規制も含めた研究が不可欠である。従来の研究書が実体的ルール分析にとどまるものが多く、手続的ルールの検討までには及んでいないように思われること、逆に実務書の多くが、手続や審査実務に重きを置いて、比較法的な規制基準の詳解には至っていない。そこで本論文は、実体的規制基準と手続的規制の両方から企業結合規制の全体像を明らかにしようとしている。